

分煙基準について

「神奈川県受動喫煙防止条例施行規則」

(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するための措置)

第4条 条例第11条に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する措置又は当該措置と同等以上の効果を有する措置とする。

- (1) 喫煙区域又は喫煙所と喫煙禁止区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設けること。
- (2) 前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、当該開口部において喫煙禁止区域から喫煙区域又は喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせること。
- (3) 喫煙区域又は喫煙所に、当該喫煙区域又は喫煙所において発生したたばこの煙を屋外に排出することができる設備を設けること。

県では、条例の目的を踏まえ、専門家や事業者の意見を聞きながら、庁内のプロジェクトチームで検討した結果を基にとりまとめた分煙の基準を、受動喫煙防止条例施行規則(案)の概要として平成21年4月に発表し、パブリック・コメントを実施した後、平成21年7月2日に施行規則として公布しました。

「受動喫煙防止対策について」(平成22年2月25日厚生労働省健康局長通知)では、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、全面禁煙と「施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策」として分煙を認めています。

その際は、「『分煙効果判定基準策定検討会報告書』(平成14年6月)等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。」としています。

【参考1】

分煙効果判定基準策定検討会報告書（平成14年6月） 抜粋

4 新しい分煙効果の基準

（略）

なお、以下にいう喫煙場所は、隔離された喫煙室、あるいは非喫煙場所との境界が家具、パーティション、カーテンを用いるなど、何らかの方法で仕切られている場所を、あるべき姿として想定している。したがって、非喫煙場所と境界のない喫煙席や喫煙コーナーを喫煙場所としている場合は、喫煙場所と非喫煙場所の最も適切と思われる境界を決める必要がある。

判定条件1（受動喫煙を防止する）の場合

1）屋内における有効な分煙の条件

（1）喫煙場所から非喫煙場所に環境たばこ煙成分（粒子状物質及びガス状物質）が漏れ出ないこと（非喫煙者の受動喫煙防止）

（2）喫煙場所における空気環境を良好な状態に保つこと（喫煙者の受動喫煙の軽減）

a 屋外への排気装置による喫煙場所の場合

（a）喫煙場所と非喫煙場所との境界における分煙効果の判定基準

（1）デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し、漏れ状態を確認すること。すなわち非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと（強制排気の場合はガス状物質も粒子状物質と同様に排気されるので、粒子状物質の測定のみで代表できる）

（2）非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2 m/s 以上）があること

（b）喫煙場所における分煙効果の判定基準

略

【参考2】

条例施行規則と検討会報告書の比較

県条例施行規則	検討会報告書
喫煙区域又は喫煙所と喫煙禁止区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設けること	喫煙場所は、非喫煙場所との境界が、何らかの方法で仕切られている場所を、あるべき姿として想定している。
常時開放された開口部がある場合は、当該開口部において喫煙禁止区域から喫煙区域又は喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせること。	非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2 m/s 以上）があること
たばこの煙を屋外に排出することができる設備を設けること。	屋外への排気装置
	非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと